

「（仮称）町田市風致地区条例（案）」
パブリックコメント実施結果

2013年10月

町田市都市づくり部都市政策課

『（仮称）町田市風致地区条例（案）』に関する

パブリックコメント（意見公募）の実施概要

この条例は、地域主権改革の「基礎自治体への権限移譲」（都が行っている事務の権限を市に移す。）、「義務付け・枠付けの見直し」（これまで都が決めていた基準を、市が地域の実情に応じて決める。）に伴い制定するものです。

このことから風致地区内における建築物の建築等の規制にかかる条例制定権限、許可権限が東京都から町田市に移譲されるため、「町田市風致地区条例」の制定を進めています。

このたび、本条例の制定にあたって皆様のご意見を参考とさせていただくため、意見公募をしました。実施結果の概要は以下のとおりです。貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1. 意見募集の期間

2013年7月11日（木）～2013年8月9日（金）

2. 意見の募集方法

○「広報まちだ7月1日号」に概要を掲載

○町田市ホームページに骨子（案）等資料を掲載

○都市政策課（市役所8階）、建築開発審査課（市役所8階）、市政情報課（市役所1階）、市民相談室（市役所1階）、各市民センター、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、生涯学習センター、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）での資料配布

3. 寄せられたご意見

3名の方から3件のご意見をいただきました。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約し、掲載しています。

ご意見の概要と市の考え方は、次のとおりです。

ご意見の概要	市の考え方
町田市風致地区条例が東京都風致地区条例と比べて規制を緩めれば、地区内の自然維持に影響を及ぼしかねないため、東京都風致地区条例から内容を変えずに踏襲すべきである。	今回制定する町田市風致地区条例は基本的に東京都風致地区条例に準拠するかたちで条例の制定を進めてまいります。
今の自然環境があるのは東京都風致地区条例で守られているからであるため、内容を変更せず町田市風致地区条例とすることを望む。	
条例による規制ばかりでなく、風致維持に地元住民が積極的に参加できる仕組みを設けるべきではないか。	風致地区は、条例で定める規制だけでなく、地域の方々のご協力ですべてにおいて自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観が維持されております。ご意見として賜り、今後の参考とさせていただきます。